

観光圏整備のための支援制度について①

観光圏整備事業費補助金

・観光圏整備法に基づき国土交通大臣の認定を受けた観光圏整備実施計画による事業を財政的に支援するため、新たな予算制度を創設。

・国費による補助率:40%

・平成20年度予算額:約2億7900万円(調査費含む)

<具体的事業イメージ>

・宿泊施設の従業員研修、体験プログラムの開発、観光圏内の観光情報提供システムの立ち上げ、地産地消メニューの開発

旅行業法の特例

・国土交通大臣の認定を受けた滞在促進地区内の宿泊業者(ホテル・旅館等)が、観光圏内における宿泊者の旅行について、旅行業者代理業を営むことができる(観光圏内限定旅行業者代理業)。

・この場合には、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて、一定の要件に該当する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を選任できる。

<創設によるメリット>

➢旅行者→ホテル・旅館のフロントで旅行の申し込みが可能に

➢宿泊業者→幅広いサービス提供による集客力の向上、リピーターの確保

➢旅行業者→宿泊業者への委託販売による地域密着型旅行商品の販路拡大

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

・観光圏整備計画に、「地域間交流の拠点となる施設の整備等」(農山漁村交流促進事業)に関する事項が記載された場合において、当該観光圏整備計画を主務大臣(国土交通大臣・農林水産大臣)に送付したときは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(農山漁村活性化法)の規定による活性化計画の提出があったものとみなして、交付金の交付が可能となる。

・交付率:1/2以内を基本とする。

・平成20年度予算額:305億4600万円の内数

<具体的事業イメージ>

・収穫体験用ビニールハウスの整備、郷土料理体験用厨房施設の整備

※交付金の交付対象地域は、市街地以外で、農林漁業が重要な産業である地域。

観光圏整備のための支援制度について②

宿泊施設の整備に係る貸付制度

- ・国土交通大臣認定を受けた観光圏整備実施計画による滞在促進地区内の宿泊業者の設備投資に関し、中小企業金融公庫による特利③(貸付後5年間)で融資。
- ・基準金利年利3.05%に対し、特利③は年利2.15%(貸付期間20年の場合)、金利は平成20年8月18日現在。

<対象事業例>

- 地域文化の展示、体験・交流の場として活用するためのパブリックスペース整備・改修
- 周辺と外観統一を図るための外壁等の改修
- 団体旅客対応から個人・グループ客へ対応するための客室改修

地方税(不動産取得税)特例

- ・観光圏整備法に基づき、市町村又は都道府県により組織される協議会の構成員である公益法人が取得する文化財について、不動産取得税の課税標準を1/2とする特例を創設。
- ・減税見込み額:約800万円(平年度)

認定観光圏案内所

- ・観光圏整備事業者が、観光に関する情報提供の充実に関する観光案内所の運営について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合、「認定観光圏案内所」の名称が使用可能。

※認定後は登録免許税(1万5000円)の納付が必要。

国際観光ホテル整備法の特例

- ・国際観光ホテル整備法の登録ホテルまたは登録旅館が、チェックアウト時間の変更など、宿泊旅客のサービス改善・向上に関する宿泊約款の変更を伴う観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合、国際観光ホテル整備法に基づく届出をしたものとみなされる。

共通乗車船券

- ・複数の運送事業者が共同で、割引周遊切符の発行などに関する事業について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合、事業内容についてあらかじめ国土交通大臣に届け出ることにより、道路運送法や鉄道事業法など、それぞれの法律ごとに必要な届出をおこなったものとみなされる。

観光圏整備のための支援制度について③

道路運送法の特例

- ・バス事業者が、観光圏内で路線バスの運行系統ごとの運行回数を増加させる事業について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合、道路運送法上の認可等が必要であっても、国土交通大臣に遅滞なく届出を行えばよいものとする。

海上運送法の特例

- ・観光圏整備事業者が、旅客定員12人以下の水上バスや遊覧船等に関する事業について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合には、海上運送法上必要な届出を行ったものとみなされる。
- ・一般旅客定期航路事業者が、運航日程や時刻等を変更して運行回数を増加させる事業について記載した観光圏整備実施計画を作成し、認定を受けた場合には、海上運送法上の認可等が必要であっても、国土交通大臣に遅滞なく届出を行えばよいものとする。

その他の支援(基本方針より抜粋)

- ・国土交通大臣は、法第十九条に規定される社会資本整備事業等における配慮を行うにあたり、(基本方針)五1に規定されている地域における取組を踏まえて、「観光地域づくり実践プラン」等の枠組みを通じて、認定観光圏整備事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう十分に配慮する。
- ・地域の文化財の保存・活用に関し、観光圏整備計画及び観光圏整備実施計画の作成並びに観光圏整備事業の実施にあたって、関係地方公共団体の教育委員会を通じて求めがあれば、技術的な指導・助言を行う。(文化庁)
- ・農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーン・ツーリズムの普及・定着に係る事業に対して、人材の育成への支援、都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大及び交流拠点施設等の整備を推進する。(農林水産省)
- ・中小企業者が地域の「強み」となる観光資源(地域資源)を活用し、域外市場を狙った新商品・新サービスの開発・市場化支援を推進する。(中小企業庁)
- ・地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用を中心とした取組を支援する。(国土交通省)
- ・魅力的な歴史的風致を持つまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等を中心としたハード・ソフト両面にわたる取組を総合的に支援する。(国土交通省)
- ・滞在促進地区及び観光圏内における観光地間の移動の利便性向上や、観光圏へのアクセスの利便性向上を図るため、認定観光圏整備事業として公共交通事業者が行う、公共交通のバリアフリー化の推進、共通ICカードの導入、パークアンドライドの推進等の取組に対して、予算配分において配慮する等優先的な支援等を行うとともに(例:公共交通移動円滑化事業、鉄道軌道輸送高度化事業等)、認定観光圏整備事業と連携して行う地域公共交通活性化・再生総合事業に関しても予算配分において配慮する等優先的な支援等を行う。(国土交通省)
- ・観光圏における外国人旅行者の来訪の促進を図るため、観光圏の観光魅力を海外に発信するとともに、当該観光圏向けの魅力的な旅行商品の造成等を支援する事業を認定観光圏整備事業として行う場合は、国がビジット・ジャパン・キャンペーン事業により、優先的に連携して事業を実施する。(国土交通省)